

【第 1 条第 1 号関係】

青森市行政不服審査会条例（平成二十八年青森市条例第四号）

新旧対照表

改正後	改正前
(罰則) 第七条 第三条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の <u>拘禁刑</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第七条 第三条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の <u>懲役</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。

【第 1 条第 2 号関係】

青森市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成十七年青森市条例第二十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
(罰則) 第十五条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の <u>拘禁刑</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十五条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の <u>懲役</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。

【第 1 条第 3 号関係】

青森市客引き行為等の防止に関する条例（平成二十二年青森市条例第三十一号）

新旧対照表

改正後	改正前
(罰則) 第七条 略 2 略 3 常習として、第四条第一項の規定に違反した者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 4 常習として、第四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は三十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第七条 略 2 略 3 常習として、第四条第一項の規定に違反した者は、六月以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 4 常習として、第四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の<u>懲役</u>又は三十万円以下の罰金に処する。

【第 1 条第 4 号関係】

青森市屋外広告物条例（平成十八年青森市条例第六号）

新旧対照表

改正後	改正前
第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の <u>拘禁刑</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十七条第一項又は第三項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 二 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けた者 三 第三十九条第一項又は第三十九条の二第八項の規定による命令に違反した者	第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の <u>懲役</u> 又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第二十七条第一項又は第三項の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 二 不正の手段により第二十七条第一項又は第三項の登録を受けた者 三 第三十九条第一項又は第三十九条の二第八項の規定による命令に違反した者

【第 1 条第 5 号関係】

青森市公害防止条例（平成十七年青森市条例第二百十五号）

新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第四十六条 第十三条又は第三十五条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は十万円以下の罰金に処する。 2 第四十一条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は十万円以下の罰金に処する。 3 略	（罰則） 第四十六条 第十三条又は第三十五条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の<u>懲役</u>又は十万円以下の罰金に処する。 2 第四十一条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の<u>懲役</u>又は十万円以下の罰金に処する。 3 略

【第 1 条第 6 号関係】

青森市横内川水道水源保護条例（平成十七年青森市条例第二百十六号）

新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十条の規定による命令に違反した者 二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者 三 第十二条第三項の規定による命令に違反した者 四 第十三条第二項の規定による命令に違反した者 2・3 略	（罰則） 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第十条の規定による命令に違反した者 二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者 三 第十二条第三項の規定による命令に違反した者 四 第十三条第二項の規定による命令に違反した者 2・3 略

【第 1 条第 7 号関係】

青森市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年青森市条例第八号）

新旧対照表

改正後	改正前
第五十二条 職員若しくは職員であった者、 第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の<u>拘禁刑</u>又は百万円以下の罰金に処する。 第五十三条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十四条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十万円以下の罰金に処する。	第五十二条 職員若しくは職員であった者、 第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の<u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。 第五十三条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。 第五十四条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。

【第 2 条第 1 号関係】

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）

新旧対照表

改正後	改正前
第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの 第二十九条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、	第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 一・二 略 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたものの 第二十九条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、

改正後	改正前
その判決が確定していない場合 二 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 二・三 略 4～6 略	その判決が確定していない場合 二 略 2 略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 二・三 略 4～6 略

【第 2 条第 2 号関係】

青森市職員の退職手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十七号）

新旧対照表

改正後	改正前
（退職手当の支払の差止め） 第二十条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 略 2～4 略 5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 略 二 当該支払差止処分を受けた者について	（退職手当の支払の差止め） 第二十条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 二 略 2～4 略 5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一 略 二 当該支払差止処分を受けた者について

改正後	改正前
て、当該支払差止処分の原因となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合 三 略 6～10 略 （退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第二十一条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十九条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 二・三 略	て、当該支払差止処分の原因となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合 三 略 6～10 略 （退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第二十一条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十九条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 二・三 略

改正後	改正前
2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第二十二条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十九条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十七条第三項、第七項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第二十二条の三において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第二十二条の三において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 二・三 略 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第二十二条の三 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第二十二条第一項の規定	2～6 略 (退職をした者の退職手当の返納) 第二十二条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十九条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十七条第三項、第七項又は第九項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第二十二条の三において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第二十二条の三において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 二・三 略 2～6 略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第二十二条の三 略 2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第二十二条第一項の規定

改正後	改正前
による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略	による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略

【第 2 条第 3 号関係】

青森市中央卸売市場業務条例（平成十七年青森市条例第百六十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
（卸売業務の許可） 第七条の二 略 2・3 略 4 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一～三 略 四 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 略 ロ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの ハ・ニ 略 五～七 略 5・6 略 （せり人の登録） 第十三条 略 2・3 略 4 市長は、第一項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。 一 略 二 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。	（卸売業務の許可） 第七条の二 略 2・3 略 4 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一～三 略 四 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 略 ロ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの ハ・ニ 略 五～七 略 5・6 略 （せり人の登録） 第十三条 略 2・3 略 4 市長は、第一項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。 一 略 二 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。

改正後	改正前
三～六 略 5・6 略 (仲卸業務の許可) 第十九条 略 2・3 略 4 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一 略 二 申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。 三～八 略 (許可の基準) 第三十一条 市長は、第一種関連事業を営むことについて前条第二項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。 一 略 二 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。 三～五 略 2 略	三～六 略 5・6 略 (仲卸業務の許可) 第十九条 略 2・3 略 4 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一 略 二 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。 三～八 略 (許可の基準) 第三十一条 市長は、第一種関連事業を営むことについて前条第二項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。 一 略 二 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。 三～五 略 2 略

【第 2 条第 4 号関係】

青森市公設地方卸売市場業務条例（平成二十七年青森市条例第四十号）

新旧対照表

改正後	改正前
（卸売業務の許可） 第七条の二 略 2 略 3 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一～三 略 四 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 略 ロ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの ハ・ニ 略 五・六 略 4 略 （仲卸業務の許可） 第十五条 略 2 略 3 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一 略 二 申請者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日か	（卸売業務の許可） 第七条の二 略 2 略 3 市長は、第一項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一～三 略 四 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 イ 略 ロ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないもの ハ・ニ 略 五・六 略 4 略 （仲卸業務の許可） 第十五条 略 2 略 3 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 一 略 二 申請者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日か

改正後	改正前
ら起算して三年を経過しないものである とき。 三～八 略 (許可の基準) 第二十七条 市長は、第一種関連事業を営む ことについて前条第二項の許可の申請をし た者が次の各号のいずれかに該当するとき は、同項の許可をしないものとする。 一 略 二 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、そ の刑の執行を終わり、又はその刑の執行 を受けることがなくなった日から起算し て三年を経過しないものであるとき。 三～五 略 2 略	ら起算して三年を経過しないものである とき。 三～八 略 (許可の基準) 第二十七条 市長は、第一種関連事業を営む ことについて前条第二項の許可の申請をし た者が次の各号のいずれかに該当するとき は、同項の許可をしないものとする。 一 略 二 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、そ の刑の執行を終わり、又はその刑の執行 を受けることがなくなった日から起算し て三年を経過しないものであるとき。 三～五 略 2 略

【第 2 条第 5 号関係】

青森市消防団員退職報償金条例（平成十七年青森市条例第二百二十九号）

新旧対照表

改正後	改正前
（報償金支給の制限） 第七条 報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 二～五 略	（報償金支給の制限） 第七条 報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 二～五 略

【第 3 条関係】

青森市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十六号）

新旧対照表

改正後	改正前
（準用） 第五条 遺族の範囲等及び退職手当の支給制限等の取扱いについては、青森市職員の退職手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十七号）第二条の二、第十八条、第十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）、第二十条第一項、第二項（第二号を除く。）、第四項、第五項、第七項及び第十項、第二十一条第一項（第二号及び第三号を除く。）、第五項及び第六項、第二十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第四項から第六項まで、第二十二条の三第四項及び第六項から第八項まで並びに第二十二条の四（第一項及び第六項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条例第十九条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ失職をした者」と、同条例第二十条第五項第二号中「場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合」とあるのは「場合」と、同項第三号中「、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分」とあるのは「当該支払差止処分」と、同条例第二十一条第一項中「事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とあるのは「事情」と、同条例第二十二条の四第二項中「退職手当審査会」とあるのは「退職手当	（準用） 第五条 遺族の範囲等及び退職手当の支給制限等の取扱いについては、青森市職員の退職手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十七号）第二条の二、第十八条、第十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）、第二十条第一項、第二項（第二号を除く。）、第四項、第五項、第七項及び第十項、第二十一条第一項（第二号及び第三号を除く。）、第五項及び第六項、第二十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第四項から第六項まで、第二十二条の三第四項及び第六項から第八項まで並びに第二十二条の四（第一項及び第六項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条例第十九条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ失職をした者」と、同条例第二十条第五項第二号中「場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合」とあるのは「場合」と、同項第三号中「、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分」とあるのは「当該支払差止処分」と、同条例第二十一条第一項中「事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡」とあるのは「事情」と、同条例第二十二条の四第二項中「退職手当審査会」とあるのは「退職手当

令和 7 年 3 月 6 日
総務企画常任委員会
総務部総務課

改正後	改正前
審査会（青森市職員の退職手当に関する条例第二十二條の四第一項の退職手当審査会をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。	審査会（青森市職員の退職手当に関する条例第二十二條の四第一項の退職手当審査会をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。